

会費基準について

- 1 当会の会費は下記区分による会費とする。
- 2 会費は全納とし、7月末までに納入するものとする。
- 3 年度途中入会は、入会承認された翌月分から年度末までの月額×月数の会費とする。

区分	会員の種類	会員の種類別の内容		入会金 (円)	年会費/月額 (円)
		建設業協会会員	建災防会員又は 林災防会員		
正会員	1号	—	—	10,000	60,000/5,000
	2号	—	○	10,000	48,000/4,000
	3号	○	○	10,000	30,000/2,500
提携団体会員	A		○	1社2,000×社数	1社6,000×社数
	B		—	1社3,000×社数	1社24,000×社数
賛助会員				—	30,000
協賛会員				—	30,000

- ※ 建設業協会 = (一社) 長野県建設業協会 各支部
- ※ 建災防 = 建設業労働災害防止協会長野県支部 各分会
- ※ 林災防 = 林業・木材製造業労働災害防止協会長野県支部 各分会